

訴訟費用に関する法律

第 1 章 総則

第 1 条

訴訟費用は、国家の予算のために裁判所手続において定められるものとする。

第 2 条

本訴訟費用は、本法律の規定の下で、下級裁判所又は控訴裁判所の判決の最後の下部に裁判官により明記されるものとする。

第 2 章

第 3 条

訴訟費用は、カンボジア国の裁定裁判所で登録された各訴訟において支払われる全世界的な税金及び経費である。

訴訟費用は、民事、商事、労働、及び行政上の紛争事件において支払われるものとする。この費用は、常に、申立人／原告当事者により事前に支払われるものとする。この費用は、訴訟事件の最後の段階で敗訴した当事者の負担であるものとする。

検察官が、自分自身が申立人／原告当事者になると決定した訴訟において、国家は、訴訟費用を前払いで支払うものとし、及びこの費用は、下級裁判所又は控訴裁判所の判決において指定された割合に従って、その事件で敗訴した当事者のいずれかから払い戻されるよう請求されるものとする。

いかなる場合も、検察官は、申立人／原告当事者とみなされる検察官が当該事件において敗訴する場合であっても、これまでに当該費用を支払った訴訟の別の当事者に対して、訴訟費用を払い戻さないものとする。

検察官が唯一の下位当事者である場合、訴訟費用の支払いを免除される場合である。

第 4 条

民事、商事訴訟、労働及び行政訴訟の訴訟費用は、以下のとおり構成されるものとする。

－ 訴訟登録税

- 一 審理税
- 一 調査・尋問経費
- 一 登録及び印紙税

第3章 訴訟登録税

第5条

訴訟登録税は、あらゆるレベルの裁定裁判所がその聴聞記録簿に登録するため当該事件を持ち込むために、これらの裁定裁判所の訴訟記録簿に登録する時点で支払われる税金である。この税金は、当該事件の一件書類が下級裁判所の判決又は控訴裁判所の最終判決の登録簿／リストから排除された場合であっても、申立人／原告当事者へ返還されないものとする。申立人／原告は、裁判所書記官の事務所でこの上記の税金を支払うものとする。

第6条

当事者は、いずれかの当事者が裁判所に対して自身の利益を保護するために緊急命令を出すよう申請した場合、改めてこの税金を支払うよう要求されるものとする。

第7条

訴訟登録税の税率は、以下のとおり指定されるものとする。

州又は市の裁判所について

民事事件	1,000.00	リエル
商事事件	1,000.00	リエル
労使紛争	1,000.00	リエル
行政訴訟	1,000.00	リエル

控訴裁判所について

民事事件	1,500.00	リエル
商事事件	1,500.00	リエル
労使紛争	1,500.00	リエル
行政訴訟	1,500.00	リエル

最高裁判所について

民事事件	2,000.00	リエル
商事事件	2,000.00	リエル
労使紛争	2,000.00	リエル
行政訴訟	2,000.00	リエル

これらの上記税金は、州又は市裁判所により 10 パーセント、控訴裁判所により 15 パーセント、及び最高裁判所により 20 パーセントを、当該それぞれの裁判所の裁判所書記官の金庫の利益のために保持されるものとする。

第 4 章 審理税 I—固定税

第 8 条

固定税は、それぞれの審理を進めるときに課される税金である。この税金は、裁判所が事件を排除することを決定した場合に申立人／原告へ返還されるものとする。この税金は、訴訟登録税と同時に申立人／原告によって支払われるものとする。

この上記税金は、裁判所（下級又は控訴裁判所）が決定を行い及び判決を出した時点で、当該判決に対して異議／拒否申立てがある場合であっても、国家予算に入るものとする。

第 9 条

この税金は、自身の利益を保護するために緊急命令を出すよう裁判所に要請した当事者が、改めて支払うことを要求されるものとし、及びこの税金は、上記第 6 条に記載された訴訟登録税と同時に、当該当事者が支払うものとする。

第 10 条

この上記税金は、以下のとおり見積もられるものとする。

州又は市の裁判所について

民事事件	1,000.00	リエル
商事件	1,000.00	リエル
労使紛争	1,000.00	リエル
行政訴訟	1,000.00	リエル

控訴裁判所について

民事事件	2,000.00	リエル
商事件	2,000.00	リエル
労使紛争	2,000.00	リエル
行政訴訟	2,000.00	リエル

この上記税金は、州又は市裁判所により 10 パーセント、控訴裁判所により 15

パーセント、及び最高裁判所により 20 パーセントを、裁判所書記官の金庫の利益のために保持されるものとする。

II—比例税

第 11 条

審理の比例税は、裁判所が、一方当事者から他方当事者へ与えるよう命令することを決定したものの価額に関して課される税金である。この税金は、前払いされるべきではない。

この税金は、下級又は控訴裁判所の判決の抜粋が、それ以上の上訴／異議を行う権限を越える最終的かつ絶対的な判決として行われる時点で、1 回のみ支払われるものとする。

第 12 条

この比例税は、裁判所が所有者へ戻すことを決定した金額から 1 パーセントの率で課されるものとする。

上記比例税から取得されるこの金銭は、国家の予算へ 80 パーセントが支払われるものとし、及び残りの 20 パーセントは、カンボジア国全体の裁判所書記官の金庫に保持されるものとする。

第 13 条

当事者は、出頭してこの税金を支払うよう命じる、首席裁判官により署名された裁判所命令を受理する日から 4 カ月の期間内に、この上記比例税を支払うものとする。この税金の適時支払いに遅れる又は支払いを怠る場合、見積もられた支払うべき税金額を 2 倍で支払うことによる罰金刑を受けるものとする。

第 5 章 調査費用

第 14 条

調査の費用は、別途予備金／資金と呼ばれ、裁判所による証人の召喚状の交付のため、裁量、専門知識又は現場を訪問しに来た裁判所の当局のために使用される。

第 15 条

この金銭は、申立人／原告により支払われるものとし、訴訟登録税の支払いと同時に併せて支払われるものとする。及びこの金銭は、いかなるものにも使果たされなかった場合又は残っている場合、申立人／原告へ返還されるものとする。ただし、この金銭が発生した経費に対して十分でない場合、首席裁判

官は、この同じ項目に追加の金銭を支払うよう、申立人／原告へ命令書を作成することができる。

第 16 条

この予備金／資金の割合は、最初の段階で以下のとおり支払うよう指定されるものとする。

州又は市の裁判所について

民事事件	5,000.00	リエル
商事事件	5,000.00	リエル
労使紛争	5,000.00	リエル
行政訴訟	5,000.00	リエル

控訴裁判所について

民事事件	10,000.00	リエル
商事事件	10,000.00	リエル
労使紛争	10,000.00	リエル
行政訴訟	10,000.00	リエル

最高裁判所について

民事事件	15,000.00	リエル
商事事件	15,000.00	リエル
労使紛争	15,000.00	リエル
行政訴訟	15,000.00	リエル

第 6 章 登録及び印紙税

第 17 条

一件書類／事件ファイルに組み込むためいずれかの当事者により持ち込まれるあらゆる書類は、当該当事者がそれらを一件書類に含むために持ち込む時点で、登録され、押印され、それらに印紙が貼付され、「その者の証拠／論拠のため」とそれぞれ明記される。

（下級又は控訴裁判所の）判決全体の写し及び（下級又は控訴裁判所の）判決の抜粋は、司法大臣又は検察官により要請された場合のみを除き、それらに印紙が貼付されるものとする。

第 7 章

裁判所書記官の責任

第 18 条

裁判所書記官は、自身が働いている裁定裁判所で登録されたすべての事件の訴訟費用の回収及び受領について直接責任を負うものとする。

第 19 条

費用が当事者により支払われた場合、裁判所書記官は、領収書を当該当事者に発行するものとし、当該領収書は、冊子から切り取られ、当該冊子はその残りの部分を記録ファイルとして有する。これらの領収書は、順序どおり付番され、余白及びページの最後に裁定裁判所の首席裁判官により署名されるものとする。

本条に違反する場合、補償がある場合はそれをもう検討することなく、15日から1か月までの禁錮刑を宣告されるか、又は5,000.00から20,000.00リエルまでの罰金を科されるものとする。

第 8 章 裁判所の寛容

第 20 条

裁判所の寛容により、支払われるべきすべての訴訟費用の免除が打ち出されるものとする。

原則として、裁判所の寛容は、すべての訴訟において要求することができる。また、かかる寛容の要請は、十分な財源がない人又は貧しい人に対してのみ認めることができる。

第 21 条

裁定裁判所の首席裁判官は、寛容を認める又は認めない旨の令状を交付する権限を有するものとする。かかる令状は、一件書類に含まれるものとする。

第 22 条

裁判所の寛容の排除は、以下の場合に行うことができる。

- 1 裁判所の寛容を受領した人が、自身の十分な財源を取り戻した場合
- 2 裁判所から寛容を受領した人が裁定裁判所の首席裁判官をだましたことを、後で示した証拠がある場合

第 9 章 経過規定

第 23 条

下級又は上級の裁定裁判所における訴訟であっても，最終判決がまだ行われていないすべての訴訟は，申立人／原告に対し，本法律の規定を遵守して訴訟費用を支払うよう命令するものとする。

訴訟費用の支払通知の受領日から 2 か月の期間中に，申立人／原告が当該費用を支払わなかった場合，その事件の一件書類は，聴聞記録簿／リストから排除されるものとする。

第 10 章 最終規定

第 24 条

本法律に反することを記載した規定は，廃止されるものとする。

第 25 条

本法律は，緊急にここに宣言される。

本法律は，カンボジア国の国民議会により，その第 1 立法部の第 24 回会議において，1993 年 1 月 28 日に可決された。

プノンペンにて
1993 年 1 月 29 日
国民議会議長
CHEA SIM